

政経情報研究会 椎谷哲夫様

小金井市議会令和3年第3回定例会では、議員案第40号として「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を賛成多数(賛成16・反対6・欠席1)で可決しており、その文面では、内閣府が公表した世論調査(※)の内容を引用しています。

いただいた質問状では、当該意見書において、この部分の調査結果についての解釈が不適切とのご指摘をいただいているものと認識しました。

具体的には、意見書における「世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成又は容認すると答えた国民は66.9%であり」の部分に対して、質問状で「貴議会の意見書で、上記選択肢(ウ)を選んだ人を「賛成」や「容認」に含めたことが正当な表記であったか否かをお答えください」と記載しているところです。

この質問に対して、私たちは「正当であった」と回答いたします。

貴殿は「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが」という質問前半に着目し、「選択的夫婦別姓に反対派だ」と主張しておられますが、本市議会の意見書では、後半の「通称としてどこでも使えるようにするように法律を改めることについてはかまわない」という部分から「制度の導入を容認する」と捉えており、当該の意見書の表記「賛成又は容認すると答えた国民は66.9%」について誤りであるとは考えておりません。つまり、各選択肢の内容から判断すると、夫婦別姓について、(ア)は反対、(イ)は賛成、(ウ)は容認とおおむね読み取れると判断しております。したがって、私たちは議会の意思を示す意見書の内容として、根拠としている公表データを正確に引用しているとお答えいたします。

なお、小金井市議会では、意見書の採決にあたって、賛否が分かれる場合には賛成多数をもって可決する形をとっており、これにより、地方自治法第99条に則り「議会の意思」を示していますので、申し添えます。

※「家族の法制に関する世論調査」の概要(平成30年2月)

平成4年4月8日
日本共産党小金井市議団
みらいのこがねい
小金井市議会公明党
小金井をおもしろくする会
市民といっしょにカエル会
情報公開こがねい
生活者ネットワーク
元気！小金井
緑・つながる小金井